

付属資料－3 住民参加に関する制度の現状

現在、住民参加に係る施策については、社会資本整備重点計画に対する国民意見の反映（社会資本整備重点計画法）に基づき、様々なガイドラインやプロセスが展開されています。

これらについては、事業分野、事業段階別に以下のように整理することができます。

表-付3-1 住民参加に関する制度の現状

事業分野 事業段階	住宅	都市	道路	河川	港湾	空港	
上位計画	—	社会資本整備重点計画に対する国民意見の反映【社会資本整備重点計画法】H15.3					
	—	市町村の都市マスタープランに対する住民意見の反映【都市計画法】H16	国土開発幹線自動車道の建設線の基本計画に対する利害関係者意見の反映【国土開発幹線自動車道建設法】H11.12	—	—	—	
構想段階 (概略計画決定)	—	『国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン』					
	—	公共事業の景観計画に対する国民意見の反映【景観法】	『市民参画型道路計画プロセスのガイドライン』H14.8	河川整備計画策定における関係住民意見の反映【河川法】H9.6	『港湾の公共事業の構想段階における住民参加手続きのガイドライン』H15.8	『一般空港における新たな空港整備プロセスのあり方(案)』H15.4	
	—	都市計画運用指針第3刷 H13.4		海岸保全基本計画策定における関係住民意見の反映【海岸法】H14.2			
計画段階	環境影響評価手続きにおける住民意見の反映【環境影響評価法】						
	都市計画決定手続きにおける住民意見の反映【都市計画法】			—	—	—	
事業化段階	事業認定手続きにおける利害関係人意見の反映【土地収用法】						
	土地区画整理事業・市街地再開発事業の計画に対する関係権利者意見の反映【土地区画整合法】【都市再開発法】						
設計段階	事業説明会						
用地取得段階	用地説明会、個別用地交渉						
施工段階	工事説明会						
管理・運用段階	—	—	・ボランティアサポートプログラム ・道の相談会 ・満足度調査 ・管理計画策定への参画など	・ラブリバー ・アドトリバー ・川の相談室	—	—	
その他	パンフレット、HP等による情報提供 HP、E-mail等による意見提出 総合学習、出前講座など						

